婚姻届の書き方と注意

婚　姻　届

令和　6　年　4　月　3　届出

兵庫県三木市 長　殿

→チェック1　婚姻届は、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。※消えるボールペンは使用しないでください！

		夫になる人		妻になる人	
(1)	（よみかた）	はりま	ゆきお	かんべ	うめこ
	氏名	氏 播磨	名 幸男	氏 神戸	名 梅子
	生年月日	平成 8 年 2 月 4 日		平成 8 年 6 月 8 日	
(2)	住所（住民登録をしているところ）	兵庫県三木市吉川町大沢 412番地		兵庫県神戸市中央区加納町 6丁目5番1号　神戸マンション201	
	（よみかた）	はりま　いちた		かんべ　かずお	
	世帯主の氏名	播磨　一太		神戸　和夫	
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	兵庫県三木市上の丸町 10 ~~番地~~ 番		兵庫県神戸市西区糀台 5丁目4 番地 ~~番~~ 1	
	筆頭者の氏名	播磨　一太		神戸　和夫	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父 三木太郎 / 母 良子	続き柄 長男	父 神戸和夫 / 母 初子	続き柄 二女
	（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	養父 播磨一太 / 養母 育子	続き柄 養子	養父 / 養母	続き柄 養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏	新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目10 番地 番		
(5)	同居を始めたとき	令和 5 年 6 月	（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）		
(6)	初婚・再婚の別	夫 ☑初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）		妻 ☑初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）	
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	□夫 □妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □夫 □妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫レ □妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □夫 妻レ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □夫 □妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □夫 □妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年…平成　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業		妻の職業	
	その他				
	届出人署名（※押印は任意）	夫 播磨幸男 （播磨）		妻 神戸梅子 （神戸）	
	事件簿番号				

どちらかにチェック☑してください

連絡先　電話（〇〇〇）82－2000 番　自宅・勤務先〔　　〕・携帯

→ 婚姻前の氏名を戸籍謄本のとおりに記入してください。

→チェック2　現在、住民登録している住所、世帯主を記入してください。（注1参照）

→ 婚姻前の本籍、筆頭者を記入してください。

→ 実父母を記入してください。実父母が婚姻中のときは母の氏は書かず、名だけを記入してください。

→ 養父母を記入してください。養父母が婚姻中のときは養母の氏は書かず、名だけを記入してください。

→チェック3　（注2参照）

→ 婚姻届を出すまでに、同居もしていない、結婚式も挙げていない場合は、空欄になります。

→ 再婚のときは、離別・死別年月日を記入してください。

→ 同居前の夫婦の世帯の仕事を選んで該当する箇所にチェックしてください。

→ 国勢調査の年のみ記入してください。

→チェック4　婚姻前の氏名で必ず本人が自署してください。押印される場合は、同姓でも別々の印鑑を押印してください。

→チェック5　昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

	証人	
署名（※押印は任意）	播磨　一太 （播磨）	神戸　初子 （神戸）
生年月日	昭和 45 年 1 月 15 日	昭和 47 年 4 月 20 日
住所	兵庫県三木市吉川町大沢 412番地	兵庫県神戸市中央区加納町 6丁目5番1号　神戸マンション201
本籍	兵庫県三木市上の丸町 10 ~~番地~~ 番	兵庫県神戸市西区糀台 5丁目4 番地 ~~番~~ 1

→チェック6　婚姻の事実を知っている成年者（18歳以上）2名が自署してください。押印される場合は、同姓でも異なった印鑑を押印してください。

（注1）婚姻届を提出しても、住所は変更されませんので、市役所で住所変更届をしてください。
　※三木市へ引っ越してきたとき（転入届）、前住所地の市区町村で発行された転出証明書が必要です。

（注2）夫または妻の氏にチェックしてください。選択した氏が二人の結婚後の氏となり、選んだ氏の方が戸籍の筆頭者となります。筆頭者は届出後、変更できませんのでご注意ください。
　また、選択した氏の方が，すでに戸籍の筆頭者の場合は、新本籍を記入しないでください。なお、新本籍は、「日本国内で土地の地番があるところ（例：兵庫県三木市志染町青山1丁目1番地1）」もしくは「住居表示実施地区の街区番号（例：兵庫県三木市上の丸町10番）」におくことができます。方書（アパート名等）は本籍とはなりませんので、記入しないでください。

※ 届書提出前にチェックを確認してください。

＜届出に必要なもの＞

・婚姻届書　1通
・押印される場合は、夫と妻の印鑑（婚姻前のもの）

＜市役所へ届出するとき＞

・代理人による届出
夫妻の作成した届書を、代理の方が届出することができます。

・届出時の本人確認
届出に来られた方の本人確認をしています。マイナンバーカードや運転免許証等官公署が発行する顔写真貼付の身分証明書をお持ちの方はご持参ください。ただし、これらの身分証明書がなくても届出はできますが、後日、ご本人に対して通知を送付させていただきます。

・時間外の届出
市役所の閉庁時に届出される場合、三木市役所 1 階警備員室で受け付けています。なお、書類上不備があるときは、再度来庁していただく場合がありますので、ご了承ください。

・外国人の婚姻
一方が外国人または外国人同士のときは、取り扱いが異なりますので、下記へお問い合わせください。

三木市役所　市民課
〒673-0492　兵庫県三木市上の丸町10番30号
電話　0794-82-2000（内線2377）